

※ この間、「ゆにおん」の発行が滞っており、申し訳ありませんでした…。

- 労働委員会あっせん案を労使双方が応諾！
- 一時金一ヶ月カット問題が終わっていないことを公的な第三者機関が認めたことは明白！
- 理事会は、あっせん案を曲解することなく真摯に受け止め、一時金一ヶ月について団体交渉の場で全教職員に説明を尽くせ！

労使双方があっせん案を応諾！ あっせん案が提起されるまでの経過…

3月9日に一時金一ヶ月カット問題に関する労働委員会のあっせん案が提起されたことを受け、組合は一時金一ヶ月カット問題は、未だ決着がついてないとの客観的評価を得たことから、応諾の判断をしました。常任理事会も返答の期限である3月15日に

応諾するという返事を労働委員会に報告しています。しかし、常任理事会は、あっせん案の内容を曲解し、あたかも一時金を巡る理事会の見解があっせん案に全面的に盛り込まれたかのように述べる文書を教職員用のホームページに掲載しています(以下のURLを参照)。

<http://www.ritsumei.ac.jp/mng/g1/koho/kyousyokuin/kyotofuroudou.htm>

この理事会の文書には全く根拠がなく、その内容は、理事会の社会的常識の欠如を示しているといっても過言ではありません。

そもそも、組合が労働委員会にあっせんを申請したのはなぜだったのでしょうか。理事会は、昨年の最終団交で、一時金一ヶ月カットについて明確な説明をしないまま一方的に退席し、その後の団体交渉の申入れについても「一時金カットを議題にした団体交渉は、議論・説明をし尽くしたので受けられない」という態度に終始したため、やむを得ず断腸の思いで、学外の公的機関に今回の諸問題の評価を委ねたものです。

その際、組合は次の4点を調整事項として、労働委員会にあっせんを申請しました。①理事会の誠実

な対応を要求する。②理事会は、組合と議論をつくしておらず、合意のない一時金カットや諸手当の強行執行を撤回し、昨年度実績による年末一時金の支払いを要求する。③②同様に諸回答の撤回を要求する。④中長期的な財政シミュレーションによる計算書類など財政危機の根拠となる財務資料や社会的水準の根拠となる資料の開示を要求する。

その後、3回にわたるあっせん委員(公益委員・労働者委員・使用者委員)のヒアリングを通じて、組合は今回のあっせんに至った経過、理事会の不誠実さ、これまでの業務協議会や団体交渉などの労使関係について説明をしてきました。そのなかで、「交渉の席に理事会を座らせる」ことを獲得目標として、「使用者には説明しつくす義務がある」ことを一貫して主張

し、あっせん委員にも理解されました。その結果、既に「ゆにおん」でもお伝えしたように、次のあっ

せん案が示されたのです。

あっせん案

労使双方は、学園の発展のため現下及び将来の諸問題について合意できる環境作りに向け、真摯に対応されたい。

理事会の不誠実さがより鮮明に！ 姿勢を改め全教職員に説明せよ！

以上の経緯に照らせば、「現下の」諸問題に一時金カット問題が含まれることは明白です。それにも関わらず、常任理事会は、上記の文書の中で、「2005年度の一時金等に関する組合交渉について、誠実な団体交渉等を尽くしたうえで、その権限と責任において年末一時金の振込みを行ったことによって終了した」としつつ、上記あっせん案は、「立命館学園における新たな労使慣行ルールの確立を希望する」ものとの理解を示しています。しかし、「現下の」諸問題に一時金カット問題が含まれないのだとしたら、私たちは一体何についてあっせんを申請したというのでしょうか。解釈が間違っていると言わざるを得ません。

また、常任理事会は、上記文書のなかで、これまでの交渉が前時代的なものだったとの理事会の主張が受け入れられ、団体交渉のルールづくり、業務協議会のあり方の見直しの必要性があっせん委員に理解されたと述べています。この点についても、そもそも、労使双方の妥協点を探るためのあっせんの手続きにおいて発せられた個々のあっせん委員の片言隻語を捉えて自己に都合のよい解釈を導く論法であり、応諾にあたってこうした主張が展開されることには疑問を感じざるを得ません。しかし、あえてあっせんの中身に踏み込んでいえば、組合は、業務協議会は大衆団交のスタイルをとってはいるが、組合執行部の統制の下で整然と組合員を組織し、執行部が代表して交渉に臨んできたこと、交渉を行うにあたって幾度となく事務折衝を開催し、論点を整理してきたことをあっせん委員に説明し、あっせん委員からも「立命館の労使交渉には明確なルールがある」

という評価を得ています。そもそも、団体交渉権は労働組合に与えられた権利であり、労使協約やこれまでの歴史のなかで、労使双方の合意の下で築きあげられたものです。理事会には、こうして築きあげられてきたルールを守り、組合の要求に真摯に応える義務があるはずです。このルールをご破算にしたのは、理事会自身であることは明確です。

常任理事会は今次提起が社会的にどのような意味を持つのかを明らかにするためにあっせんに応じたとしていますが、何が明らかになったのでしょうか？何を明らかにしたかったのでしょうか？ 理事会のトップダウンだけで全ての物事が決まるわけではありません。

理事会は、ただちに、今回のあっせん案に対する姿勢を改め、全教職員に団体交渉の場で一時金一ヶ月カットの理由を納得いくまで説明しつくすことを求めます。正当な理由なき一時金カットはただちに撤回し、昨年に遡っての支給を要求します！！

■Information

4月6日に、4月4日付けの京都新聞の総長インタビューに対して、「誠に遺憾ながら、『大学全入時代』とは何か 大トップに聞く8』他にて、長田総長が春闘前にも関わらず、教職員の賃金問題や非常勤講師の雇用問題、研究政策あるいは、学内において本格的に議論をしていないライフサイエンス系学部について「生命科学系学部」として新設を判断したかの如く踏み込んだ発言をしております。この記事により現場の教職員に混乱を招いております。つきましては、この混乱を収拾するために、新聞記事の真意について全教職員への文書等での説明を求めます。」といった申入れを行いました。